JR草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　滋賀県草津線複線化促進期成同盟会会長（以下「会長」という。）は、JR草津線を利用した体験学習等事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象団体等）

第２条　補助金の交付対象となる団体および事業は、別表１のとおりとする。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の対象となる経費、補助率および補助金の限度額は、別表２のとおりとする。

（補助予約）

第４条　補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象事業の実施日の７日前までに、補助予約申込書（様式第１号）を会長に提出し、受理されなければならない。

（交付申請および添付書類）

第５条　補助金交付対象団体が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

（１）補助金交付申請書（兼 実績報告書・交付請求書）（様式第２号）

　（２）事業計画書および収支予算書（兼 事業実績書および収支決算書）（様式第３号）

　（３）その他会長が必要と認める書類

２　会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第５号)により申請者に通知するものとする。

（交付申請書の提出期限）

第６条　前条に規定する書類の提出の時期は、補助対象事業の実施日の１か月後までとする。

（補助予約内容の変更等）

第７条 第４条に基づき補助予約を行った団体が、やむを得ず補助予約内容の変更もしくは中止をしようとするときは、すみやかに補助予約変更・中止届出書（様式第４号）を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（同一年度内における実施日の変更、参加児童数および引率者数の変動並びに団体割引の適用の有無と、それに伴う収支の変更を指す。）の場合を除く。

（実績報告）

第８条　実績報告書は、第５条第２項の交付決定があった場合においては、同条第１項に規定する交付申請書および添付書類をもって提出があったものとみなす。

２　額の確定の通知は、第５条第２項による補助金交付決定通知書（兼 額の確定通知書）（様式第５号）が交付決定の通知と兼ねる。

（補助金の交付）

第９条　この補助金は、精算払いにより交付するものとし、前条の額の確定があった場合においては、第５条第１項に規定する交付申請書をもって提出があったものとみなす。

（関係書類の備え付け）

第10条　事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

２　第４条から第８条までの手続について、補助金交付対象団体は、所在する市町を窓口とし、会長に提出するものとする。

付　則

　この要綱は、平成２２年４月２６日から施行し、平成２２年度分の補助金から適用する。

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

　この要綱は、平成３０年７月３日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

　この要綱は、令和６年８月１７日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

（別表１）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付対象団体 | 補助金交付対象事業 |
| 滋賀県草津線複線化促進期成同盟会構成市町に所在する団体等で次に該当するもの１　保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校の小学部および外国人学校等の教育施設２　放課後児童健全育成事業を営む団体３　町内会、自治会、子供会その他これらに類する団体４　特定非営利活動法人 | JR草津線を利用し行う体験学習、交流学習、その他交付対象団体が行う公式事業で営利を目的としないもの |

（別表２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の限度額 |
| 別表１の補助金交付対象事業における小学校就学年齢以下の参加者および引率者の鉄道運賃。ただし、引率者については、児童１０人までのときは１人、１１人以上のときは１０人までごとに１人を加えた人数を上限とし、主催団体等から旅費が支給されない者に限る。 | １／２以内 | １人あたり５００円 |